

結核患者の診療や事務に携わる皆様へ

▼結核治療完遂のために▼

- 結核の治療方法は「結核医療の基準」に示されています。
次のリンクを参考に、最新の情報を確認ください。

◇結核

結核医療の基準(令和3年10月18日改正、厚生労働省通知)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000844766.pdf>



「結核医療の基準」の改訂(2018、日本結核病学会予防委員会・治療委員会)

<https://www.kekkaku.gr.jp/pub/vol93%282018%29/vol93no1p61-68.pdf>



◇潜在性結核感染症

潜在性結核感染症治療指針(2013、日本結核病学会予防委員会・治療委員会)

[https://www.kekkaku.gr.jp/pub/Vol.88\(2013\)/Vol88 No5/Vol88No5P497-512.pdf](https://www.kekkaku.gr.jp/pub/Vol.88(2013)/Vol88 No5/Vol88No5P497-512.pdf)



潜在性結核感染症治療レジメンの見直し(2019、日本結核病学会予防・治療委員会)

[https://www.kekkaku.gr.jp/pub/vol94\(2019\)/vol94no10p515-518.pdf](https://www.kekkaku.gr.jp/pub/vol94(2019)/vol94no10p515-518.pdf)



- 再治療や薬剤耐性がある場合等は、必要に応じて専門医へ相談ください。

▼処方日数にご配慮ください▼

- 服薬期間が足りなくなる事例について

標準治療は4剤併用療法で**180日**、または3剤併用療法で**270日**です。

1か月を28日として処方した場合、28日処方×6か月=168日

⇒4剤併用療法の180日には**12日足りず**、国の基準では「脱落・中断」と判定されます。

- 休薬や服薬減量があった場合の投薬期間については、考え方が異なる場合があります。
不明時は保健所にお問い合わせください。

▼定期の結核菌検査をお願いします▼

- 日本結核病学会治療委員会からは次のように示されています。

治療効果の判断のため、肺結核の場合には喀痰中結核菌**検査は月1回**以上行い、必要に応じて胸部X線検査も実施する。(「結核医療の基準」-改訂2018年より)



結核対策には医療機関の協力が不可欠です。
ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】北見保健所 健康推進課 ☎:0157-24-4171

<https://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kth/kekkaku.html>